

- ☑ 飲食店等における「食べ残し」対策に当たっての留意事項通知
- ☑ 「平成 28 年度森林・林業白書」が公表



資源循環事業
TOPICS

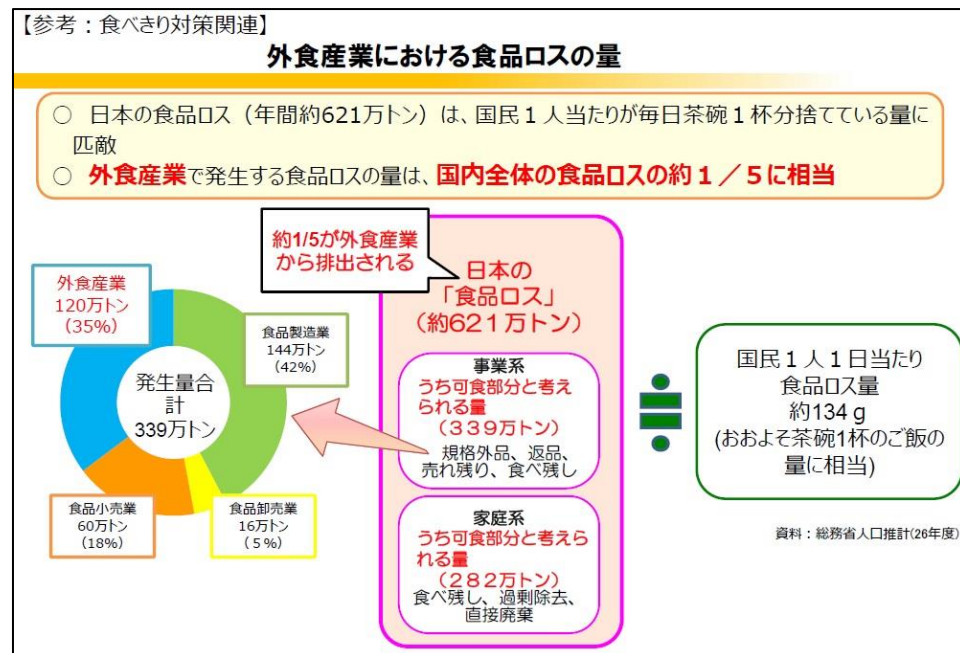
【外食事業者の皆様へ】 『飲食店等における「食べ残し」対策に取り組むに当たっての留意事項』が通知されました（農水省・消費者庁・環境省・厚労省）

農林水産省は消費者庁、環境省、厚生労働省とともに「飲食店等における「食べ残し」対策に取り組むに当たっての留意事項」を作成、去る5月16日、都道府県、団体向けに通知が出されました。

我が国において、本来食べられるにもかかわらず廃棄される「食品ロス」が年間 621 万トン発生しており、このうち 339 万トンが食品産業から発生しています。この食品産業のうち、飲食店等における食べ残しによるものが相当程度を占めています。

また、一部の地方公共団体においては、飲食店等における食品ロスの削減に向けて、食べきり運動や自己責任を前提に食べ残しの持ち帰りの呼びかけが広がっています。

こうした動向を踏まえて、「食べ残し」対策に取り組むに当たっての留意事項が作成されたところです。



●内容

持ち帰る前に、消費者・飲食店それぞれの立場から、食べきりの取組を促進することにより、「食べ残し」の削減を進めることを前提として、残った料理を持ち帰る場合は、食中毒リスクを十分に理解した上で、自己責任の範囲で行うことなどが紹介されています。

留意事項の内容と参考資料は、農林水産省のホームページからダウンロードできます。

<http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/kankyoi/170516.html>

森林再生事業 TOPICS

平成 28 年度森林・林業白書が公表されました (林野庁)

林野庁は5月29日、「平成28年度森林及び林業の動向」及び「平成29年度森林及び林業施策」、いわゆる「平成28年度森林・林業白書」を公表しました。

平成28年6月に閣議決定された「日本再興戦略2016」の一つとして「林業の成長産業化」が位置づけられている中で、この1年間の森林・林業の動向や主要施策の取組状況が示されています。

平成28年度の白書では、特集として「成長産業化に向けた新たな技術の導入」が記述されているほか、新たな森林・林業基本計画で掲げられた諸課題やそれらへの取組等について、全国の様々な事例も紹介されています。

<p>トピックス 1. 新たな森林・林業基本計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none">○平成28(2016)年5月に「森林・林業基本計画」を5年ぶりに変更。○本格的な利用が可能な段階に入った森林資源を活用し、山村等における就業機会の創出と所得水準の上昇をもたらす産業へと転換すること、すなわち林業・木材産業の成長産業化を早期に実現することが重要な課題。○新たな「森林・林業基本計画」では、資源の循環利用による林業の成長産業化、原木の安定供給体制の構築、木材産業の競争力強化と新たな木材需要の創出に向けた取組を推進。林業・木材産業の成長を通じて地方創生への寄与を図るとともに、地球温暖化の防止や生物多様性の保全の取組を推進することを内容に盛り込み。	<p>トピックス 4. CLTの普及に向けた基準の整備と新たなロードマップの公表</p> <ul style="list-style-type: none">○平成28(2016)年3月と4月に、CLTを用いた建築物の一般的な設計法に関する告示が公布・施行。同告示に基づく構造計算等を行うことによりCLTを用いた建築が可能。○林野庁では、CLTの普及に向け、CLTを活用した先駆的な建築物の建築等を支援し、設計・施工方法を普及。さらに、CLT製造施設の整備を支援。○平成29(2017)年1月には、「CLTの普及に向けた新たなロードマップ」需要の一層の拡大を目指して「」が公表。															
<p>トピックス 2. 「森林法等の一部を改正する法律」の成立</p> <ul style="list-style-type: none">○森林・林業・木材産業を巡る諸課題に法制面から対応するため、平成28(2016)年5月に森林法等の計5本の法律を改正。○国産材の安定供給体制の構築、森林資源の再造成の確保、森林の公益的機能の維持増進を推進し、適切な森林施策を通じた林業の成長産業化を実現。	<p>CLTの概要図</p>  <p>CLTを用いた木造建築の内装(左)と外観(右) (埼玉県加須市)</p> 															
<p>トピックス 3. 「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(クリーンウッド法)の成立</p> <ul style="list-style-type: none">○平成28(2016)年5月に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(クリーンウッド法)が成立。この法律では、木材関連事業者が取り扱う木材等が我が国又は原産地の法令に適合して伐採されていることを確認すること等を措置。○G7伊勢志摩サミットの首脳宣言やG7新潟農業大臣会合宣言等においても、違法伐採の根絶に向けた決意を表明。	<p>トピックス 5. 平成28年熊本地震や台風災害の発生と復旧への取組</p> <ul style="list-style-type: none">○平成28(2016)年4月に「平成28年熊本地震」が発生し、林野関係でも大きな被害。○林野庁では、九州森林管理庁の庁舎を避難場所として開放、職員を派遣して市町村の災害対策を支援。被害状況の把握や早期の復旧に向け、航空レーザー計測による林地の亀裂や崩壊の詳細な把握等を実施。特に緊急に復旧を図るべき箇所について「災害関連緊急治山事業」等による復旧整備を実施するとともに、国の直轄施行による治山施設災害復旧や査定前着工制度を活用した林道施設災害復旧に取り組み。○平成28(2016)年の夏から秋にかけて台風第7号、第11号、第9号、第10号及び第16号が相次いで上陸し、北海道や東北地方、九州地方に多くの林野被害が発生。○林野庁では、台風通過後直ちに北海道や岩手県、鹿児島県と連携して被害調査等を実施するとともに、早期の復旧対策に取り組み。															
<p>森林法等の一部を改正する法律の概要</p> <table border="1"><tr><td>森林資源の再造成の確保 (森林法)</td><td>国産材の安定供給体制の構築 (森林法、森林組合法、木材法)</td><td>森林の公益的機能の維持増進 (森林法、森林組合法、木材法)</td></tr><tr><td>→ 伐採後の再造林を確保 (森林法108条の8)</td><td>→ 森林組合等による国産材の産地化を促進 (森林法108条の2、第10条の2)</td><td>→ 農地水源地林の役割を確保 (森林法108条の2、第13条)</td></tr><tr><td>→ 更新化する高齢林の更新を促進 (森林法118条)</td><td>→ 所在不明の共有者が存在する国有地での国産材等利用 (森林法108条の12の2～10、120条)</td><td>→ 分収林契約の普及を促進 (森林法118条、第18条)</td></tr><tr><td></td><td>→ 林地の境界情報等を整備 (森林法191条の4～第191条の5)</td><td>→ 違法な林道開設等を抑制 (森林法206条)</td></tr><tr><td></td><td>→ 国産材の安定的な広域流通を促進 (木材法4条、第8条)</td><td></td></tr></table> <p>適切な森林施策を通じた林業の成長産業化</p>  <p>G7伊勢志摩サミットでは、国産材の流通を促進した取組を利用</p>  <p>G7新潟農業大臣会合の様子</p>	森林資源の再造成の確保 (森林法)	国産材の安定供給体制の構築 (森林法、森林組合法、木材法)	森林の公益的機能の維持増進 (森林法、森林組合法、木材法)	→ 伐採後の再造林を確保 (森林法108条の8)	→ 森林組合等による国産材の産地化を促進 (森林法108条の2、第10条の2)	→ 農地水源地林の役割を確保 (森林法108条の2、第13条)	→ 更新化する高齢林の更新を促進 (森林法118条)	→ 所在不明の共有者が存在する国有地での国産材等利用 (森林法108条の12の2～10、120条)	→ 分収林契約の普及を促進 (森林法118条、第18条)		→ 林地の境界情報等を整備 (森林法191条の4～第191条の5)	→ 違法な林道開設等を抑制 (森林法206条)		→ 国産材の安定的な広域流通を促進 (木材法4条、第8条)		 <p>平成28年熊本地震による林野被害の様子 林野庁九州森林管理庁の緊急調査</p>  <p>平成28年熊本地震の被災地や被災地地方自治体に対する林野庁九州森林管理庁による支援活動</p>
森林資源の再造成の確保 (森林法)	国産材の安定供給体制の構築 (森林法、森林組合法、木材法)	森林の公益的機能の維持増進 (森林法、森林組合法、木材法)														
→ 伐採後の再造林を確保 (森林法108条の8)	→ 森林組合等による国産材の産地化を促進 (森林法108条の2、第10条の2)	→ 農地水源地林の役割を確保 (森林法108条の2、第13条)														
→ 更新化する高齢林の更新を促進 (森林法118条)	→ 所在不明の共有者が存在する国有地での国産材等利用 (森林法108条の12の2～10、120条)	→ 分収林契約の普及を促進 (森林法118条、第18条)														
	→ 林地の境界情報等を整備 (森林法191条の4～第191条の5)	→ 違法な林道開設等を抑制 (森林法206条)														
	→ 国産材の安定的な広域流通を促進 (木材法4条、第8条)															

※林野庁ホームページより抜粋、加工

「平成28年度森林・林業白書」の全文は、林野庁のホームページから閲覧・ダウンロードが可能です。

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/hakusyo/28hakusyo/index.html>

SEFからの

おしらせ

【資源循環事業】

受講者募集中！6月20日（火）開講 『ゼロエミッション研究会（第1期）』

排出事業者の立場から廃棄物・資源循環の課題に“本気”で向き合い、解決への道筋を導き出すことを目的とした「ゼロエミッション研究会（第1期）」の、第1回開催の詳細が決定しました。

ゼロエミッション研究会（第1期） 第1回開催概要

日程

平成29年6月20日（火）

15:00～18:00（受付14:30～）

プログラム

15:00～16:30 第1部 講演（弁護士 佐藤泉先生）

廃棄物処理法改正の動向と廃棄物管理会社のあり方について

<佐藤泉先生 プロフィール>

早稲田大学第一文学部英文科卒業、1987年第一東京弁護士会登録。1996年佐藤泉法律事務所開設。環境問題、特に廃棄物処理法及び土壌汚染対策法、環境マネジメント、CSRなどに関する企業法務が専門。現在、慶応大学法科大学院講師、経済産業省産業構造審議会臨時委員、東京都廃棄物審議会委員。著書に『実務 環境法講義』（共著、民事法研究会）、『廃棄物処理法重点整理』（TAC出版）など。



16:30～18:00 第2部 キックオフワークショップ

（ファシリテーター：株式会社ガイアドリーム代表取締役 志岐秀明氏）

～目指すべき廃棄物管理とは！課題抽出～

<志岐秀明氏 プロフィール>

過去の経験から多くの排出事業者と処理業者のネットワークを構築し、1998年にはゼロエミッション研究会を主宰、企業のリスクヘッジとリサイクルシステム構築などを手掛けた。現在は、「真価追求」をテーマに、子どもたちの未来のため、環境ソリューション事業を中心としてアドバイスや人材教育を行っている。さらに今年からは、廃棄物処理のみならず環境経営全般から地域活性化につながる事業を展開する。



会場

トレジャーリンク会議室 東京都中央区京橋 2-6-16 エターナルビル 3F

<アクセス>

【銀座線】京橋駅 6番出口徒歩 1分

【浅草線】宝町駅 A6出口徒歩 2分

【有楽町線】銀座一丁目駅 7番出口徒歩 5分

対象者・定員

対象者：企業の環境・総務部門担当者（本気で課題と向き合いたい排出事業者の実務担当者 大歓迎！）

定員：20名（先着順）

参加費

【年間受講料（全10回+見学会）】

SEFからの

おしらせ

一般：80,000円 会員・SEF-Netユーザー：50,000円

【1回受講料】

一般：10,000円 会員・SEF-Netユーザー：6,000円

※1回受講をお申込の場合、2回目以降の参加について「複数回受講割引」を
設けています。詳しくは事務局までお問い合わせください。

お申込み

お申込みはお電話・FAX・メール・ホームページから。御社名、お名前、ご連絡先を事務局までご連絡ください。

<http://save-earth.or.jp/archives/4764>

皆様のご参加をお待ちしております。

SEFの 活動報告

【森林再生事業】 東御の森（長野県東御市） 5月27日（土）第3回「森から学ぶ」自然環境 講座を開催

3月の第2回は座学講座として開催しましたが、第3回は実地講座として自然環境調査を依頼している植物相調査員、動物相調査員が同行、植物・鳥・森の中の生き物の暮らしなどの話を聞きながら、森の中をゆっくりと散策しました。新緑の森、咲き始めた花々、舞う蝶、鳥の鳴き声などを楽しみ、あっというまに2時間が過ぎました。江戸時代から残る史跡「六分水榭場」も見学しました。

参加された方から「若葉の季節、いろいろな花が咲いているのも観察でき、良かった」との感想が寄せられました。



この連続講座は（公社）国土緑化推進機構「緑と水の森林ファンド」の交付金による助成事業で、「東御の森」での森林環境イベントとして、東御市と（公財）身体教育医学研究所の協力により実施しています。

